

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】2
- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】3
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】4
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】5

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局市政変革推進室】10
- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】13

北九州市告示第 335 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
199	199号	前	北九州市八幡西区折尾五丁目1200番39から 北九州市八幡西区西折尾町1126番5地先まで	22.4 ～ 29.4	33.2
		後	北九州市八幡西区折尾五丁目1200番39から 北九州市八幡西区西折尾町1126番2地先まで	25.0 ～ 42.7	33.2

北九州市告示第 3 3 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 0 9 6	折尾北鷹 見町 1 号 線	八幡西区折尾一丁目 2 4 2 3 番 1 1 地先から 八幡西区北鷹見町 4 1 9 番 7 まで	8.0 ～ 16.0	55.0
7 1 1 8	北鷹見町 1 6 号線	八幡西区北鷹見町 3 8 5 番 3 地先から 八幡西区北鷹見町 4 1 9 番 3 地先まで	5.5 ～ 12.4	450.0
7 1 1 9	北鷹見町 中須 2 号 線	八幡西区北鷹見町 3 9 0 番 2 6 地先から 八幡西区中須二丁目 4 0 8 番 1 地先まで	5.0 ～ 13.9	420.0

北九州市告示第 3 3 7 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 6 年 8 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市八幡東区枝光一丁目 1 番 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

北九州市告示第 3 3 8 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 6 年 8 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号

日本製鉄株式会社九州製鉄所

所長 中田昌宏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号

日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（戸畑）

(3) 変更される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	第 4 高炉ガス清浄装置
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 6 1 号ロに掲げるガス冷却洗浄施設
能力	8 2 0, 0 0 0 N m ³ /時

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	連続使用
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常
の値及び最大の

値

	変更前	変更後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 31,200 最大 34,560	同左
水素イオン濃度	通常 6.0 最大 7.8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 30 最大 40	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 1,800 最大 2,300	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 100 最大 100	同左
りん 磷含有量 (mg/l)	通常 1.0 最大 2.0	同左
シアン化合物 (mg/l)	—	通常 30 最大 50
鉛及びその化合物 (mg/l)	通常 15 最大 20	同左

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 汚水処理施設の名称、能力、処理の方式及び施設の使用開始年月日

	変更前	変更後
汚水処理施設の名称	4シックナー	4シックナー 余剰水処理設備
能力	40,320 m^3 /日	40,320 m^3 /日 7,200 m^3 /日
処理の方式	重力分離	重力分離
使用開始年月日	既設	許可日以降

イ 使用時における当該水処理施設による変更前及び変更後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

(ア) 4シックナー

	変更前	変更後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 31,680 最大 34,560	同左

水素イオン濃度	通常 6 最大 7.8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 14 最大 20	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 60 最大 150	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 100 最大 100	同左
磷含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2	同左
シアン化合物 (mg/l)	—	通常 20 最大 32
鉛及びその化合物 (mg/l)	通常 0.9 最大 1.5	同左

(イ) 余剰水処理設備

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	—	通常 3,024 最大 6,336
水素イオン濃度	—	通常 6 最大 7.8
化学的酸素要求量 (mg/l)	—	通常 14 最大 20
浮遊物質量 (mg/l)	—	通常 60 最大 150
窒素含有量 (mg/l)	—	通常 100 最大 100
磷含有量 (mg/l)	—	通常 1 最大 2
シアン化合物 (mg/l)	—	通常 1.2 最大 6.0
鉛及びその化合物 (mg/l)	—	通常 0.9 最大 1.5

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 戸畑No.10排水口

イ 排水の量及び汚染状態

	変更前	変更後
排水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 451,900 最大 596,140	通常 453,724 最大 601,036
水素イオン濃度	通常 7.7 最大 8.2	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 4.5	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 12 最大 20	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 4 最大 6	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 0.6	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 0.7 最大 0.9	同左
シアン化合物 (mg/ℓ)	—	通常 0.01未満 最大 0.05
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 15 最大 30	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 3 最大 6	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 6	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年8月5日から同年8月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の

祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年8月26日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 575 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 5 日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年 9 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務市民局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年 9 月 25 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

令和 6 年 8 月 26 日から同月 29 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市庁舎地下2階第2入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 受付期間

令和6年10月23日から令和7年2月20日まで（日曜日等、令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

電話 093-582-2007

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
14	八幡西区楠橋南 二丁目767番 2	宅地	1,103.39	22,290,000	令和6年9月2 5日(水)午前 10時

北九州市公告第 5 7 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（8 月分） 3 8 キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 7 月 2 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
ニチュ産業株式会社
北九州市若松区藤ノ木二丁目 6 番 3 6 号
- 5 落札金額
1 キロリットル当たりの金額 8 万 5, 6 0 0 円に当該金額の 1 0 0 分の 1
0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 6 年 6 月 1 7 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第577号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月5日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・8月分） 35,300リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月23日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市小倉北区赤坂五丁目6番30-1号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額161.6円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和6年6月17日
- 8 落札方式
最低価格による。